

(参考) 総量規制専門委員会報告案について

1 専門委員会報告案概要

4月24日に開催された中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会で、第6次総量規制基準の設定方法について専門委員会報告案が取りまとめられた。

報告案の概要は次のとおりである。

(1) 水域の区分

これまでの総量規制では、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域について、同じ考え方で総量規制基準の設定方法を定めていたが、第6次総量規制では、

- 東京湾、伊勢湾、大阪湾
- 瀬戸内海（大阪湾を除く。）

に分けて総量規制基準の設定方法を定めることとされた。

(2) 総量規制の算式

第5次総量規制における総量規制基準の算式は次のとおりであり、この算式を第6次総量規制においても継続することとされた。

$$\text{COD} \quad L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Qは次表の時期区分別の水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）。

Cは次表の時期区分ごとに、環境大臣が定める「業種等の区分」ごとの濃度の範囲（「C値の範囲」）内において都府県知事が定める値（濃度： mg/l ）。

時期区分別水量 \ 項目		C O D	窒素	りん
S55.7.1	この期間の水量	Qco	Qno	Qpo
H3.7.1	この期間に増加した水量	Qci		
H14.10.1	この期間に増加した水量	Qcj	Qni	Qpi
	この期間に増加した水量			

(3) 業種等の区分ごとのC値の範囲

業種等の区分

- ・従来、大きく分け232あった業種等の区分を見直し、215とした。
- ・従来、一部の業種等に設けられていた備考（ある業種等のうち、特定の工程を有するもの等について、それに該当しないものと異なるC値の範囲を設定したもの）についても、見直しを行った。

C 値の範囲

C 値の範囲が見直された業種等の数は次表のとおり。

項目	C 値	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く。）	
		上限を切下げ	下限を切下げ	上限を切下げ	下限を切下げ
C O D	Cco	1 6 1	6	1 2 0	1
	Cci	1 8 6	6	1 5 0	1
	Ccj	1 9 5	6	1 1 7	2
窒素	Cno	1 4 3	1 2 3	5 5	3
	Cni	2 0 6	1 6	3 3	2
りん	Cpo	1 6 2	1 4 2	5 8	2
	Cpi	2 0 4	2 7	1 5	2

注：業種等区分の備考欄を除いた 2 1 5 業種等についてのものである。

（４）都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

環境大臣が総量規制基準の設定方法を定めた後、都府県知事が総量規制基準を定めることとなるが、その際、事業場における排出実態、これまでの汚濁負荷削減状況等に配慮することが適当とされた。

2 審議経過

平成17年 7月20日 中央環境審議会水環境部会（第14回）

- ・「第6次水質総量規制の在り方について」（報告 1）
- ・「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量に係る総量規制基準の設定方法について」（諮問 2）

1：総量規制専門委員会報告について水環境部会で了承され、同日付けで中央環境審議会長から環境大臣に答申が行われた。

2：環境大臣から中央環境審議会長に、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量の総量規制基準の設定方法について」諮問され、水環境部会に付議された。

平成17年 7月20日 総量規制専門委員会（第10回）

- ・「総量規制基準の設定方法について」に関する中央環境審議会への諮問について
- ・汚濁負荷の実態について
- ・総量規制基準について
- ・総量規制基準の設定方法の海底にあたっての検討事項等について

12月14日 総量規制専門委員会（第11回）

- ・特定排出水の排出実態について

平成18年 2月 1日 総量規制専門委員会（第12回）

- ・特定排出水の排出実態について
- ・排水処理技術の実態について

3月 2日 総量規制専門委員会（第13回）

- ・総量規制基準の設定方法の考え方について

4月24日 総量規制専門委員会（第14回）

- ・総量規制基準の設定方法について